

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年1月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900097 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900050 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成26年12月9日の標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成26年12月9日の標準賞与額を46万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成26年12月9日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額11万5,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年12月9日

A社から、平成26年12月9日に賞与の支払があり、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録がない。A社での賞与が支給された事実が確認できる資料を提出するので、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 A社の事業主から提出された当該事業所に係る普通預金元帳（写）、平成26年冬季賞与分給与台帳（写）及び平成26年11月給与台帳（写）（以下、合わせて「給与台帳等」という。）により、請求者は請求期間において、当該事業所から46万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、給与台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 給与台帳等によると、請求者は、請求期間にA社から賞与額46万8,000円の支払を受けていたことが確認できる。このため、請求者のA社における請求期間の標準賞与額を46万8,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額46万8,000円（上記1の訂正後の標準賞与額11万5,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。